

諮詢庁：国立大学法人東京大学

諮詢日：平成29年2月14日（平成29年（独情）諮詢第9号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（独情）答申第21号）

事件名：特定期間における特定学部教授会の内規等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1975年度から1998年度までの間に存在した特定学部教授会の内規・申し合わせ・あるいはそれに類するもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月9日付け第2016-98号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めます。

まず、教授会運営について内規や申し合わせの類が一切なかったということは考えられない。なぜなら、当時の学校教育法の教授会に関する規定は極めて簡潔なもので、それだけでは教授会の運営は不可能だからである。

次に、該当文書を保有していないというが、特定学部長（研究科長）室やそれに付属する部屋・倉庫の類まで探索・調査していないのではないかと疑われる。通常特定学部長は内規類の文書を代々引き継いでいるはずであるし、簡単に廃棄することはありえない。

さらに、事務方においても、その保有する文書を徹底的に調査したかどうか疑わしい。場合によっては都合が悪いという理由で隠ぺいしてい

る可能性も否定できない。

(2) 意見書

審査請求人から、平成29年3月2日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について不開示とした理由について

本件対象文書は「1975年度から1998年度までの間に存在した特定学部教授会の内規・申し合わせ・あるいはそれに類するもの」である。

本学では、教授会に係る規定等については、2004年度の国立大学法人化の際には「東京大学基本組織規則」を整備するとともに、「特定学部管理運営規則」並びに「特定学部管理運営規程」を整備したところであり、国立大学法人化以前については、教授会設置は学校教育法、教授会審議事項は旧国立学校設置法に則って運営しており、例えば特定学部教授会規程などを設けてはいない。

よって、本件対象文書を保有していないため、不開示決定を行ったものである。

これについて、審査請求人は、平成29年1月11日受付の審査請求書のなかで、原処分の取消しを求めている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は「まず、教授会運営について内規や申し合わせの類が一切なかったということは考えられない。なぜなら、当時の学校教育法の教授会に関する規定は極めて簡潔なもので、それだけでは教授会の運営は不可能だからである。次に、該当文書を保有していないというが、特定学部長室やそれに付属する部屋・倉庫の類まで探索・調査していないのではないかと疑われる。通常特定学部長は内規類の文書を代々引き継いでいるはずであるし、簡単に廃棄することはあり得ない。さらに、事務方においても、その保有する文書を徹底的に調査したかどうか疑わしい。場合によっては都合が悪いという理由で隠ぺいしている可能性も否定できない。」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、本学の場合、国立大学法人化以前は教授会運営を明記した規則は存在していない。また、教授会の内規等については、整備していた一部の部局はあるものの、この度請求のあった特定学部については、教授会の内規・申し合わせ・あるいはそれに類するものも整備していない。

さらに、内規等を整備していたものの例えば文書管理にて保存年限超過により廃棄したということもなく、単純に保有していない。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断する。

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年2月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |
| ⑥ 同年8月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「1975年度から1998年度までの間に存在した特定学部教授会の内規・申し合わせ・あるいはそれに類するもの」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諒問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書（上記第3）において、以下のとおり説明する。

東京大学では、教授会に係る規定等については、2004年度の国立大学法人化の際には「東京大学基本組織規則」を整備するとともに、「特定学部管理運営規則」並びに「特定学部管理運営規程」を整備したところであり、国立大学法人化以前については、教授会設置は学校教育法、教授会審議事項は旧国立学校設置法に則って運営しており、例えば特定学部教授会規程などを設けてはいない。

上述のとおり、東京大学の場合、国立大学法人化以前は教授会運営を明記した規則は存在していない。また、教授会の内規等については、整備していた一部の部局はあるものの、この度請求のあった特定学部については、教授会の内規・申し合わせ・あるいはそれに類するものも整備していない。

さらに、内規等を整備していたものの例えば文書管理にて保存年限超過による廃棄したということもなく、単純に保有していない。

(2) 審査請求書の記載内容から、審査請求人が開示を求めているのは、定足数や議決の方法等教授会の具体的な運営に関する内容を定めた文書であると解されることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、教

授会の具体的な運営に関する内容を定めた文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 2004年の国立大学法人化前までは、教授会は、以下に示す学校教育法、旧国立学校設置法及び旧国立学校設置法施行規則にのっとって運営されていたことから、審査請求人が開示を求めていると解される教授会の具体的な運営に関する内容について定めた内規・申し合わせ等は整備されていなかった。

(ア) 大学に教授会を置く（学校教育法93条1項）。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの（同法同条2項）

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる（同法同条3項）。

教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる（同法同条4項）。

(イ) 学部に置かれた教授会には議長を置くこととされ、議長は、当該教授会を置く組織の長（学部長）をもって充て、議長が教授会を主宰する（旧国立学校設置法7条の4）。

(ウ) 評議会は、半数以上であって大学の定める割合以上の評議員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない（旧国立学校設置法施行規則20条の7第5項）。

評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって大学の定める割合以上の多数を持って議決しなければならないとすることができる（同法施行規則20条の7第6項）。

国立大学及び国立短期大学の教授会の議事の手続については、前条5項及び6項の規定を準用する。この場合において、「評議会」とあるのは「教授会」と、「評議員」とあるのは「構成員」と読み替えるものとする（同法施行規則20条の8）。

イ 特定学部教授会は、常勤の専任教授及び准教授により構成されているところ、特定学部では、従来から教授会構成員の教授会への出席

は当然のこととされており、慣習法的に守られてきていることから、現在においても、特定学部教授会の具体的な運営に関する内容について定めた内規・申し合わせ等は整備されていない。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「特定学部長（研究科長）室やそれに類する部屋・倉庫の類まで探索・調査していないのではないか」と主張していることから、念のため、特定学部長室を始め、特定学部の事務室や倉庫等を探索したが、本件対象文書を確認することはできなかった。

(3) 当審査会において学校教育法、旧国立学校設置法及び旧国立学校設置法施行規則を確認したところ、諮問庁の説明のとおり、教授会における審議事項、構成、定足数、議決方法等が定められており、諮問庁の説明のとおり内規等が存在しなくとも、特定学部教授会の運営は可能であると認められる。また、本件対象文書の探索の範囲も不十分であるとはいえない。

したがって、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 蒼葉裕子、委員 渡井理佳子